

市第 91 号議案 横浜市診療所における専属の薬剤師の配置の基準に関する条例の全部改正

1 提案理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「第 4 次分権一括法」という）」施行により医療法（以下「法」という）の一部が改正され、都道府県が処理することとなっている事務の一部が指定都市の事務として権限移譲されました。

これに伴い、法に規定されていた「都道府県の条例により定める基準」について、指定都市の条例により定めることとなるため、「横浜市診療所における専属の薬剤師の配置の基準に関する条例」を全部改正します。

2 改正の概要

(1) 「条例名称の変更」について

平成 23 年の法の一部改正により本市で制定した「横浜市診療所における専属の薬剤師の配置の基準に関する条例」は、これまで診療所の専属の薬剤師に関する基準のみを規定していました。第 4 次分権一括法施行に伴い病院の専属の薬剤師の基準及び、病院の人員及び施設の基準も本市で定めることとなったため、条例名称を改正します。

表 1 条例名称新旧対照表

	現行	改正後
条例名称	横浜市診療所における専属の薬剤師の配置の基準に関する条例	横浜市 病院及び 診療所における専属の薬剤師の配置 等 の基準に関する条例

(2) 「専属の薬剤師の配置の基準、病院の人員及び施設の基準」について

法第 18 条の規定により、病院および常時医師が 3 名以上いる診療所への、専属の薬剤師の配置について、指定都市の条例で定めることとされました。

また、法第 21 条第 1 項第 1 号の規定により病院の人員に関する基準を、第 12 号の規定により病院の施設に関する基準を指定都市の条例で定めることとされたため、それぞれの基準を定めます。

法第 18 条関係については条文を一部改め、法第 21 条関係については当該基準に関する条文を新たに追加します。

表 2 基準の新旧対照表

	現行	改正後
専属の薬剤師の配置の基準（医療法第 18 条関連）	・ 常時医師が 3 名以上いる診療所	・ <u>病院</u> ・ 常時医師が 3 名以上いる診療所
人員の基準（医療法第 21 条第 1 項第 1 号関連）	本市条例規定なし（神奈川県医療法施行条例で規定）	<u>病院</u> ・ <u>薬剤師</u> ・ <u>看護師および准看護師</u> ・ <u>看護補助者※</u> ・ <u>栄養士</u> ・ <u>診療放射線技師、事務員、その他従業者</u> ・ <u>理学療法士※、作業療法士※</u>
施設の基準（医療法第 21 条第 1 項第 12 号関連）	本市条例規定なし（神奈川県医療法施行条例で規定）	<u>病院</u> ・ <u>消毒施設、洗濯施設</u> 当該業務を外部委託している場合は除く ・ <u>談話室※、食堂※、浴室※</u> 談話室は療養病床入院患者 1 名あたり 1 平方メートル以上

※は療養病床を有する病院のみ適用

表 3 人員の基準

職種名	基準	算出方法
薬剤師	① 一般病床・感染症病床・結核病床 入院患者 70 名あたり 1 名 ② 精神病床・療養病床 入院患者 150 名あたり 1 名 ③ 外来処方箋数 75 枚あたり 1 名	① + ② + ③ = 必要数 (端数切上げ)
看護師 准看護師	① 一般病床・感染症病床 入院患者 3 名あたり 1 名 ② 精神病床・療養病床・結核病床 入院患者 4 名あたり 1 名 ③ 外来患者 30 名あたり 1 名	① + ② = A (端数切上げ) ③ (端数切上げ) A + ③ = 必要数
看護補助者	① 入院患者 4 名に 1 名	① = 必要数 (端数切上げ)
栄養士	① 病床数が 100 床以上の場合 1 名	① = 必要数
放射線技師 事務員 その他従業者	病院の実情に応じた適当数	
理学療法士 作業療法士	病院の実情に応じた適当数	

※本基準は病院の雇用上の最低基準を示したものであり、夜勤などを含めて常時病棟に求められる診療報酬算定上の基準とは異なります。

なお、本条例案については、神奈川県医療法施行条例と同様の基準であり、本条例改正に伴い病院に適用される基準に変更はありません。

3 施行日

平成 28 年 4 月 1 日